

議会運営委員会研修報告

昨年11月20日(火)に、小山市議会活性化をテーマに「自治基本条例」「議会基本条例」について、行政視察を行いました。今回は行財政改革特別委員会との合同研修会で、内容の濃い研修となりました。

自治基本条例は「自治体の憲法」とも言われ、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのように決めて行くのかを文章化したもので、市民と行政の協働のまちづくりを進めることを基本に本年3月条例制定に向けて準備を進めているとのこと。

議会基本条例は、開かれた議会を目指し小山市独自の議会基本条例(案)を策定し、パブリックコメントや市内6箇所での市民説明会を開催し、平成23年12月議会で議会基本条例を制定しました。

その後、専門部会により白鷗大学の支援の下、具体的な条例の具現化を図り、報告会運営委員会により、昨年10月に3班編成で議会報告会を開催しました。

市民と直接議会活動について意見交換し、市民から大変有意義だったとの声がたくさん寄せられたそうです。

この議会基本条例は、住民自治に基づいた議会の基本原則を体系的に定めたもので、議会に関する「最高規範」と位置づけ、①市民に開かれた議会。②政策形成に生かせる市民参加の機会の確保。③市民の意見を基に政策提言・政策立案等に努める。④市民主権の立場から市政運営の適正等を監視する。⑤説明責任を果たす。そのために、市民に分かりやすい方法で情報提供する。そして、議員能力の向上と開かれた議会運営を目指しています。

小山市の野村議長はじめ事務局等との活発な意見交換が行われ、大変有意義な研修会となりました。

今回の研修会を契機に、開かれた議会を目指し、本市にあった議会基本条例の制定に向けて、動き出すこととしました。

議会運営委員会 委員長 高田悦男



小山市職員の説明を受ける委員